

# 新型コロナウイルスの影響下におけるチーム遵守事項(ガイドライン)

一般社団法人秋田県サッカー協会

一般社団法人秋田県サッカー協会（以下、秋田県サッカー協会）主管事業・競技会における感染対策に関して通知いたします。選手・チーム・スタッフ関係者におかれましては予め本紙内容を確認の上、事前および事業・競技会期間中のご対応をお願いします。

- 本ガイドラインは、事業運営者、主催者が状況に応じて対応を指示すること。
- 対応については、審判団、MCとも事前に協議を行うこと。
- 本ガイドラインの補足事項等は、今後、秋田県サッカー協会より通知する。

## I. 通常活動時の感染防止策について

チーム代表者は、選手、スタッフ等の健康状況を把握したうえで、活動を行う。

- 1) 以下の事項に該当する場合は活動を見合わせる。
  - 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
  - 同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2) 参加者全員がマスクを着用すること。（練習中、ウォーミングアップ中は除く。）
- 3) 活動場所での感染を防ぐ対策を講ずること。（3つの密にならないようにすることや手洗い等）

## II. 大会参加時の感染防止策について

### 1. 移動時の対応

出発時に選手及びスタッフに、検温結果（各自、朝に検温すること。）と上記 I の 1) を確認し、該当する場合は、参加させないこと。それに基づき健康チェックリストを作成すること。

可能な限り、小グループでの移動を心掛け、移動中は、マスク着用、換気等の対策を行うこと。

### 2. 健康チェックリストの取り扱いについて（※別紙参照※）

- 1) チームは、感染対策責任者を指定し、氏名、生年月日、住所、連絡先等を記載する。  
チーム感染責任者は、チームの選手および役員の体調管理に責任をもって対応すること。  
代表者と同一でも構わない。
- 2) 大会登録選手およびチーム役員は、大会 2 日前から大会最終日までの体温を記載。
- 3) 大会登録選手およびチーム役員は、①～⑧の健康状態の確認と該当するものへのチェック記載。
- 4) 大会登録選手およびチーム役員は、⑨のその他気になる事項を記載。

### 3. 会場における感染防止対策

参加チームは、運営責任者に試合当日の会場入りの際に、健康チェックリストを1部提出すること。

秋田県サッカー協会は、入手した健康チェックリストの内容を確認し、事業・競技会への参加可否を判断しチーム関係者へ伝達する。

### 4. 事業・競技会時における遵守事項

- 1) 試合前、試合後に相手チーム、審判団との握手は実施しない。
- 2) 円陣はしない。
- 3) 倒れた選手に手を貸さない。
- 4) 得点時にハイタッチ、抱擁を行わない。
- 5) ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐く、手鼻をかむなどの行為を行わない。

- 6) 口に含んだ水を吐かない。
- 7) ボトルを共有しない（飲水については、各自個人ごと準備すること。）。
- 8) 水・氷を溜めたクーラーボックスを共有しない。
- 9) タオルを共有しない。
- 10) ピッチ上でチームメイト、審判員と会話する際にも互いの距離についてしっかりと配慮する。
- 11) ベンチではマスクを着用し、会話を控える。
- 12) ゴミは、チームで管理し、収集、処分すること。その際、マスクや手袋を必ず着用すること。
- 13) ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄すること。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。
- 14) 酷暑時のマスクは熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2 m以上）が確保できるときは、マスクを外すようにすること。

## 5. 来場者対応

- 1) 競技会に観戦者を入れる場合には、観戦エリアにおいて3つの密を避ける対応が求められます。以下の留意事項について、事前に周知を徹底してください。  
有観客試合/無観客試合の判断は各事業・各大会ごとにおこなうこととする。
  - 体調の悪い人は来場を控える
  - 来場する際はマスクを着用する
  - 大声での声援や大旗を使っての応援は行わない
  - 場内ではそれぞれ2 mの間隔を保ち、ハイタッチ、抱擁、肩を組むなどの行為は控える

## 6. 事後対応

- 1) 秋田県サッカー協会は提出された健康管理表（チェックシート）の1ヶ月保管。
- 2) チームは競技会終了後3日以内のチーム状況（選手・スタッフ関係者）の確認。
- 3) 万が一競技会終了後14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、各事業担当責任者に報告すること。

### <本件全般に関するお問い合わせ>

一般社団法人秋田県サッカー協会 事務局（018-896-5665）  
※各事業に関することについては、各担当者へお問い合わせください。

